

# 大分ジビエ振興協議会事務処理規程

平成30年1月29日 制定  
令和 4年3月11日 改正

## （目的）

第1条 この規程は、大分ジビエ振興協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

## （事務処理の原則）

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

## （職制）

第3条 協議会事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。

2 事務局長は、大分県森との共生推進室森林環境保護班総括をもって充て、協議会の事務責任者とし、事務局員を指揮監督する。

3 事務局員は、大分県森との共生推進室森林環境保護班の職員をもって充て、事務局長の命を受け、事務を処理する。

## （事務）

第4条 協議会の事務は、次のとおりとする。

- ①協議会の管理運営、総合企画及び調整に関すること。
- ②総会に関すること。
- ③規約及び規程等の制定及び改廃に関すること。
- ④予算編成及び決算の調整に関すること。
- ⑤収入及び支出並びに経理に関すること。
- ⑥職員の身分、服務、給与及び福利厚生に関すること。
- ⑦財産、物品の取得、管理、運用及び処分に関すること。
- ⑧印章の看守に関すること。
- ⑨文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
- ⑩委託業務の契約に関すること。
- ⑪補助事業の執行に関すること。
- ⑫その他協議会に必要な事項に関すること。

## （雑則）

第5条 規約及びこの規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成３０年１月２９日から施行する。

附則

この規程は、令和４年３月１１日から施行する。